

BVCJ Report Vol.29

2009年9月1日

のれん償却について考える

一時代背景により変化する会計基準の優位性一

IFRS の話題が賑やかになってきた。昨年 3 月、筆者が「IFRS の基礎知識」を本レポートに書いた頃は、まだ注目度は低く、会計業界に身を置く専門家・実務家の中でも限られた一部の方達为中心となり、啓蒙活動をしている印象であった。しかしながら最近では、会計専門誌のみならず一般的なビジネス誌で IFRS に関する特集が組まれるようになり、IFRS の影響力は会計業界に止まらないものであるとの共通認識が、徐々に形成されつつあるように思える。

そんな最中、企業会計基準審議会 (ASBJ:Accounting Standards Board of Japan) は、IFRS とのコンバージェンスプロジェクトとして、7 月 10 日に「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」を公表している。ASBJ は、企業結合会計に関する会計基準の見直し作業を 2 段階に分けて進めている。本論点整理は平成 20 年 12 月に完了したステップ 1 に続くステップ 2 という位置付けであり、従来から企業結合会計に関する日本基準と国際的な会計基準の間での大きな差異として語られることが多かった、のれん (正の「のれん」) の償却方法に関する検討が行われている。のれんの償却方法の変更は、決算に与える数値的影響はもちろん、会計実務についても重要な影響をもたらす可能性がある論点であるが、日本基準と IFRS との間における相違はどこにあるのか、本論点整理に基づいて、その理論的背景を見ていきたい。

1. 日本基準と IFRS におけるのれん償却の取扱いについて

日本基準においては、のれんは、資産に計上し、20 年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却することとされている (ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる)。また、のれんは、「固定資産の減損に係る会計基準 (以下「減損会計基準」)」の適用対象資産となることから、規則的な処理を行う場合においても、減損会計基準に従った減損処理が行われることとなる。

一方、IFRS においては、取得企業はのれんを取得日時点で認識し、減損損失を控除した金額で測定するものとされている。

こうして書かれた文章だけから判断すると、日本基準は「20 年以内の償却 + 減損処理」であるのに対して、IFRS は「減損処理」のみであり、償却を行わないということになるが、両者の差異を比較する場合、それは必ずしも正確ではない。実際には、のれんの減損処理の方法自体に関して、日本基準と IFRS の間には相違が

※ 本レポートに掲載されております情報は、内容及び正確さに細心の注意を払ひ、万全を期しておりますが、人為的なミスや機械的なミス、調査過程におけるミスなどで誤りがある可能性があります。ピバルコ・ジャパン株式会社では、当該情報に基づいて被ったいかなる損害についても一切の責任を負うものではありません。

※ 本レポートおよび当社が提供するすべての情報について、当社の許可なく転用・販売することを禁じます。

あり、また、IFRS においても、のれん相当額に関して償却が全く行われなければならないわけではなく、無形資産への取得原価の配分を通して、償却が行われる可能性がある。

2. のれんの減損処理について

まずは、のれんの減損処理自体に関する相違点について見ていきたい。本論点整理においては、のれんの減損処理方法について、日本基準と IFRS の間のいくつか細かい相違点を挙げている(詳細は【図表1】参照)。

【図表1－日本基準とIFRSにおける「のれんの減損処理」に関する相違点】

	日本基準	IFRS
のれんをさらに分割するか 否か	のれんを含む、より大きな単位での判定が原則。 資金生成単位にのれんの簿価を配分する方法も認められる。	資金生成単位にのれんの簿価を配分する方法が原則。 できない場合に、結果として、のれんが関連するが配分できないような、多くの資金生成単位から構成される場合がある。
減損損失の認識の判定 (減損テスト)	のれんを含む、より大きな単位において、のれんを含まない各資産グループにおいて算定された減損損失控除前の簿価にのれんの簿価を加えた金額と、割引前将来キャッシュ・フローの総額とを比較する。	各資産グループの帳簿価額にのれんの帳簿価額を配分した額を加えた金額と、回収可能価額とを比較する。
減損テストの頻度	減損の兆候がある場合	毎年+減損の兆候がある場合
減損損失の測定	のれんを含まない各資産グループにおいて算定された減損損失控除前の帳簿価額にのれんの帳簿価額を加えた金額を、より大きな単位の回収可能価額まで減額し、差額を減損損失として認識する。 のれんを加えることによって算定される減損損失の増加額は、原則としてのれんに配分する。	のれんを含む資金生成単位の帳簿価額と回収可能価額との差額を減損損失として認識する。 まず、最初に、当該単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額する。
減損損失の戻入れ	認められない。	同左

(「企業結合会計の見直しに関する論点の整理第 105 項図表 6」より引用)

わかりやすい相違点としては、減損テストの頻度がある。日本基準では、減損会計基準に基づいた減損処理を行うため、減損の兆候がある場合に減損テストが行われる規定となっている一方、IFRS では、減損の兆候がある場合に加えて、毎年減損テストを行うものとされている。この点、IFRS の頻度の方が高い。

また、減損の判定に関して、IFRS では、資金生成単位にのれんの簿価を配分する方法を原則とするが、日本基準では、同様の方法は容認規定であり、のれんが帰属する事業に関する複数の資産(資金生成単位)グループにのれんを加えた、より大きな単位での判定を原則としている。この点、IFRS の方が減損テストに関しては、よりきめ細かい扱いがされていると考えられる。

なお、のれんについて認識された減損損失について、その後の戻入れを認めない点は両者に共通であり、

※ 本レポートに掲載されております情報は、内容及び正確さに細心の注意を払ひ、万全を期しておりますが、人為的なミスや機械的なミス、調査過程におけるミスなどで誤りがある可能性があります。ピバルコ・ジャパン株式会社では、当該情報に基づいて被ったいかなる損害についても一切の責任を負うものではありません。

※ 本レポートおよび当社が提供するすべての情報について、当社の許可なく転用・販売することを禁じます。

日本基準はのれんの規則的な償却を認めているせいもあってか、減損処理に関する基準だけを見ると、IFRS と比較して、緩い規定になっていると考えられる。

3. 無形資産への配分について

もう一つの主要な相違点は、無形資産への配分になる。「無形資産への配分」という言葉は、耳慣れずにわかり難い方も多いと思われるが、日本基準と IFRS の差異を理解するうえでは、この論点を避けて通ることはできない。会計基準は、企業結合に際して識別可能な無形資産が存在する場合に、のれんとは区別して、無形資産を資産計上し、一定の年数で償却する手続を求めている。この手続により、企業の取得に要した対価の一部が、無形固定資産に配分されることになるため、「無形資産への配分」と言われており、結果的には、「のれん」として計上された金額の一部が無形資産へ配分され、その分だけ「のれん」として計上される金額が少なくなることになる。

この論点に関していうと、日本基準と比較して、IFRS においては、無形資産の識別の要件が広く定められている(詳細は【図表2】参照)。

【図表2ー日本基準と IFRS における「無形資産の識別」に関する相違点】

	日本基準	IFRS
無形資産の識別の要件	法律上の権利など、分離して譲渡可能(企業又は事業と独立して売買可能)であり、そのためには、当該無形資産の独立した価格を合理的に算定できること	<ul style="list-style-type: none"> 分離可能性要件(取得した無形資産を、個別に又は関連する契約や識別可能資産及び負債とともに、被取得企業から分離又は区別して、売却、譲渡、ライセンス化、賃貸又は交換すること) 契約・法的要件(取得した無形資産が契約、法令又は類似の手段によって法的に譲渡される権利から生じていること)
無形資産として識別すべきではないとして明示されているもの	<ul style="list-style-type: none"> 被取得企業の法律上の権利による裏付けのない超過収益力 被取得企業の事業に存在する労働力の相乗効果(リーダーシップやチームワーク) 	労働力集団
識別可能な無形資産の例	法律上の権利に基づくものが中心で、項目数も国際的な会計基準と比較すると少ない。	契約に基づくものや、そうでないものを含め、例示されている。

(「企業結合会計の見直しに関する論点の整理第 114 項図表7」より引用)

したがって、IFRS においては、確かに、「のれん」の償却は行わないが、日本基準であれば「のれん」として認識した金額について、のれん以外の「無形資産」として識別して資産計上し、償却を行う可能性が出てくるのである。

※ 本レポートに掲載されております情報は、内容及び正確さに細心の注意を払ひ、万全を期しておりますが、人為的なミスや機械的なミス、調査過程におけるミスなどで誤りがある可能性があります。ビバルコ・ジャパン株式会社では、当該情報に基づいて被ったいかなる損害についても一切の責任を負うものではありません。

※ 本レポートおよび当社が提供するすべての情報について、当社の許可なく転用・販売することを禁じます。

ただし、この無形資産の識別手続について、理論的合理性は存在するものの、客観的に正しい認識・測定を行うことは容易ではない。この点、本論点整理においては、無形資産の識別には多くのコスト(時間・費用)を要するため、実務上の負担を考慮する必要があるとされている。仮に、識別の要件を変更せずに、日本基準において、のれんの償却を行わないとした場合、保守主義の思想とは相反する会計処理になるため、特に、償却処理を廃止する場合には、この要件改正も併せて行われる可能性が高いと思われる。

4. 変化する会計基準の優位性

こうしてみると、のれん償却のみを一つ選んでも、日本基準と IFRS のどちらが優れた基準であるかどうか、結論付けるのは難しい。

特に、保守主義を重視する立場を取った場合、日本基準が支持する規則的な償却は、恣意性を排除している点で、合理性があると思われる。ただし、この場合も 20 年以内という償却年数を決定する際に、恣意性が介入する余地はあり、償却を行えば、必ずしも保守的な会計処理となっているとは限らない。

一方、経済的実態を重視する立場を取った場合、IFRS が支持する取得原価の無形資産への配分の着眼点は、日本基準と比較して、理論的に優れている面もある。しかしながら、現実的には、無形資産の識別について、客観的に正しい認識・測定ができるかどうか、という問題点があり、この点、償却年数の決定と同様、恣意性が入り込む可能性は残されている。その合理性を保証することは容易ではなく、コストも必要になる。

会計はビジネスのためのインフラであり、ビジネスが常に変化する以上、会計基準も変化を求められる宿命にある。しかしながら一方で、歴史は繰り返すものである。歴史上、絶対的に正しい会計基準というものも存在したことはないし、時代背景に合わせて変化を繰り返していくことが、やはり会計基準の宿命であると考えられる。

そう考えると重要なことは、どうしてそのような会計基準を選択すべきなのか、その背後にある思想・根拠を示すことであろう。本レポートの最後には、のれんの償却・非償却説のそれぞれの根拠の図表を付している。このような作業こそコンバージェンス・プロジェクトの意義であり、のれんの会計処理について、日本基準が IFRS を含む国際的な会計基準に対して、主張を譲らなかった理由も見えてくると思われるため、ご興味のある方には、是非、一読をお薦めしたい。

以上

(文責 公認会計士 新井康友)

※ 本レポートに掲載されております情報は、内容及び正確さに細心の注意をはらい、万全を期しておりますが、人為的なミスや機械的なミス、調査過程におけるミスなどで誤りがある可能性があります。ビバルコ・ジャパン株式会社では、当該情報に基づいて被ったいかなる損害についても一切の責任を負うものではありません。

※ 本レポートおよび当社が提供するすべての情報について、当社の許可なく転用・販売することを禁じます。

【図表一のれん「償却説」「非償却説」の根拠比較表(1/2)】

	「償却する」考え方の根拠	「償却しない」考え方の根拠
のれんの償却自体の意義	<p>のれんは超過収益力を表わすものであるため、競争の進展によって通常はその価値が減価する費用性資産である。将来の収益力によって価値が変動するのは、有形固定資産も同様であるが、売却ではなく利用に伴い回収を図る場合には、定期的に償却すべきである。</p>	<p>のれんは、繰延税金資産と同様に、将来の収益力によって価値が変動する資産であり、規則的な償却ではなく、収益性の低下による回収可能性で評価すべきである。</p>
	<p>規則的な償却を行う方法によれば、企業結合の成果たる収益と、その対価の一部を構成する投資消去差額という費用の対応が可能となる。すなわち、のれんは投資した原価の一部であることに鑑みれば、のれんを定期的に償却する方法は、投資原価を超えて回収された超過額を企業にとっての利益とみる考え方とも首尾一貫している。</p>	<p>財務諸表の利用者は意思決定にあたってのれん償却費を無視しており、企業側も経営者の業績を評価するにあたり、のれん償却費を考慮しないことが多いことから、のれんが償却期間にわたって毎期均等に収益獲得に貢献するという想定は、経営の実態にかなった会計処理とは言えない。</p>
のれんの償却手続	<p>取得したのれんの耐用年数及び償却パターンが予測不可能であることは、有形固定資産の減価償却でも同じであるが、設備等の有形固定資産については、何らかの見積りにより、支出総額の期間配分によって減価償却を行う。特に、企業による将来に対する見通しが償却の年数又はパターンに反映されている場合には、有用な情報を提供でき得る。</p>	<p>すべてののれんの価値が減少するわけではなく、減価する場合でも毎期規則的に減少することは稀である。取得したのれんの耐用年数及び償却パターンは、一般に予測不可能であり、恣意的な期間でのれんの定額償却を行っても、有用な情報を提供することはできない。</p>
	<p>のれんの価値が原価した部分の金額を継続的に把握することは困難であり、かつ煩雑であると考えられるため、ある事業年度において減価がまったく認識されない可能性がある方法よりも、一定の期間にわたり規則的な償却を行う方が合理的である。</p>	<p>規則的な償却が必要となる事前の耐用年数の決定は、主観的な見積りとなる可能性が高く、逆に恣意的な費用計上を助長する危険がある。我が国でも減損処理が実際の会計基準に取り入れられてからすでに4年が経過しており、相当程度の実行可能性が確保されていることからすると、価値の減少の継続的な把握が困難とは言えない。</p>
	<p>のれんのうち価値が減価しない部分の存在も考えられるが、その部分だけを合理的に分離することは困難であり、分離不能な部分を含め、規則的な償却を行う方法には一定の合理性がある。</p>	<p>のれんのうち減価しない部分が存在する以上、当該部分は経済的実態を反映して非償却とすべきである。減価しない部分を分離するためには、見積りや按分といった要素が介入するかもしれないが、分離不能な部分を含めて一律に規則的な償却を行う場合に比べれば、弊害は相対的に小さいと考えられる。</p>

※ 本レポートに掲載されております情報は、内容及び正確さに細心の注意を払い、万全を期しておりますが、人為的なミスや機械的なミス、調査過程におけるミスなどで誤りがある可能性があります。ピバルコ・ジャパン株式会社では、当該情報に基づいて被ったいかなる損害についても一切の責任を負うものではありません。

※ 本レポートおよび当社が提供するすべての情報について、当社の許可なく転用・販売することを禁じます。

Copyright (C) BVCJ All Rights Reserved.

【図表一のれん「償却説」「非償却説」の根拠比較表(2/2)】

	「償却する」考え方の根拠	「償却しない」考え方の根拠
のれんの償却手続(続き)	企業結合後に生じる自己創設のれんにつながる支出の費用処理と、企業結合により生じる購入したのれんの償却とは別のものである。取得ではなく内部源泉によって同じ価値を創設するためには同程度の支出が必要であり、むしろ、購入したのれんの償却により、その成長を内部源泉の企業と取得による企業を適切に比較できる。	のれんを生成する支出の費用とのれんの償却費の双方が認識されることにより、のれんの償却は、その成長を内部源泉ではなく取得に主として依存する企業にとって不公平をもたらす。
自己創設のれんの計上との関係	企業結合により生じたのれんは時間の経過とともに自己創設のれんに入れ替わる可能性があるため、企業結合により計上したのれんの非償却による実質的な資産計上を防ぐことができる。	のれんの非償却が自己創設のれんの計上につながるという見方は、購入したのれんが継続的に減少し、事後的な支出と同時に価値が創出されるという仮定に基づいている。
	取得したのれんの価値を維持するために費やされた費用とのれんの償却費の双方が認識されることについては、後者を非償却とするのではなく、前者をどの程度費用処理せず資産計上し償却するかの問題である。	取得したのれんの価値がその後の企業努力により維持されることを前提にすると、取得したのれんが自己創設のれんに置き換えられることはあるとしても、取得したのれんの価値を維持するために費やされた費用とのれんの償却費の双方が認識されることの有用性については疑問である。

(「企業結合会計の見直しに関する論点の整理第 95 項図表4」より引用)

※ 本レポートに掲載されております情報は、内容及び正確さに細心の注意をはらい、万全を期しておりますが、人為的なミスや機械的なミス、調査過程におけるミスなどで誤りがある可能性があります。ビバルコ・ジャパン株式会社では、当該情報に基づいて被ったいかなる損害についても一切の責任を負うものではありません。

※ 本レポートおよび当社が提供するすべての情報について、当社の許可なく転用・販売することを禁じます。

Copyright (C) BVCJ All Rights Reserved.